

なぜ借金で苦しむのですか？弁護士料タダ

未成年者が借金をしたら、未成年者取り消しで借金を取り消せるのは誰

でも知ってると思うんですけど、それゆえ金融業者も未成年者にはあまりお金を貸しません。なので、普通の借金をした場合でも、それが無効になる場合及び利息を減らせる場合と言うのが重要となります。

まず無効となる場合ですけど、民法 90 条を使います。公序良俗に反する契約は無効というものです。どういう風に使うかというと、例えばお金を借りた時に女の人であればその契約書に、お金を返せなかった時には体で返すと言うように社会常識に反するようなことを書くわけです。これでこの契約は無効で、借りた人は不当利得返還請求をされても現存利益だけを返せばいいわけです。

次に利息を減らす方法ですけども、利息制限法というのがありまして、それ以上の利息は無効にすることができます。これに対し、貸金業法というのがあるんですけど、ある理由によりほとんど適用されません。またこれを意図的に適用できなくすることもできます。したがって、大手の金融業者に利息制限法を使えるようになるわけです。

~~~~~

### 盗品を使っても捕まらない方法

~~~~~

これは、例の駐車禁止で捕まらない方法（自分の名前を電話番号をわかりやすいところに置いておく方法）に似ています。つまり、警察の逮捕や取り締まりの意義に反するという部分を利用した方法です。これは自分が実践していたわけではなく、これで実際に私自身が被害に遭ってしまったことなので、その出来事を話します。

- 私は、大学の駐車場で、ついうっかり「原チャリ」に鍵をかけ忘れていました。
- それをちゃっかり盗まれてしまいました。
- 数日して、私の原チャリを乗り回していた男を、白バイの警官が捕ま

えてくれたと連絡が入りました。

●私は大喜びで、その男に合ってさんざん金をふんだくってやろうと思
いました。何しろ、同じ大学の男だということで、これは退学にでも
追い込んでやろうと思いました。

●ところが警察は、捕まえるどころか、その男の名前さえも私に明かし
てくれないのです。

その男、なんと完璧な逃げ道を知っていたのです。恐れ入りました。男
が警察の取り調べに対して、なんとその男は、こんなことを言っていた
のです。「このバイクは粗大ゴミに捨てられていた物である」そうです。

警察は、ゴミ置き場に捨てられたものをリサイクルする人を逮捕できる
はずがありません。さすが大学生、アタマのいい言い訳を考えつくもの
です。つまり、これから人のモノを拝借しているときに警察に捕まった
場合、「ゴミ置き場に捨ててあったのもったいないから使っている」
と言えば、警察はたとえ、ほとんど嘘だと分かっている、法律的にそ
の人がゴミ置き場で拾ったのではないということを立証する義務があり
ます。そんな面倒くさいこと警察はやりません。あまりにも高価な品物
だったら別ですが…。

これからは、人の自転車でも、原付でも、財布でも、何の心配もなく使
いましょう。もちろん粗大ゴミの回収所でも、回収日でもある必要もあ
りません。自分の家の前に粗大ゴミシールとともに、置いてあったと言
えばいいのです。

~~~~~

### 冗談を本当にする方法

~~~~~

よく冗談で何かをあげるとかいう人っていますよね。あれを本当にして
しまう方法です。人が冗談でなんかを言ったら、それを心から信じたふ
りをして下さい。これであなたは民法 93 条で保護されます。しかしまだ
これでは不完全な点もあります。(これは法律問題になるので省きます)
そこで、例えば何かをくれると言ったら、そのかわりに何かをあげる

(つまらないものでいいです)と言って下さい。これで、相手の意思表示は贈与から交換契約へと変わってしまい、あなたは保護されます。

~~~~~

### 弁護士に無料法律相談を受ける方法

~~~~~

普通弁護士の法律相談は最低 30 分 5000 円です。これをただで受ける方法があります。まず破産の相談なら弁護士会館に行けばただです。そこで他の相談であっても、破産の争談としていけばいいわけですが。どういう風にするかということ、本当に相談したいことを破産原因の所に持つてくるわけです。例えば離婚の相談がしたいのなら、離婚でもめて、それにお金がいってこのままでは破産してしまいそうだとかです。そこらへんはうまく考えて下さい。これでただで相談が受けられます。

~~~~~

### クーリングオフの抜け道

~~~~~

これは非常に実用的なので、是非とも知っておいてもらいたい法律の抜け道の一つです。当然合法的ですのでどんどんつかって下さい。クーリングオフというものは消費者保護のために作られているもので、まあ簡単に契約解除ができるというものです。しかし、これは契約から 8 日以内にしなければいけないという条件がつきます。しかし、だいたい 8 日以内に解除をせずあきらめてしまいます。しかしここで裏技契約書をよく見てクーリングオフのことについて書いてなければ、8 日を過ぎても解除できます。

悪徳商法では書いてないことが多いのでけっこう使えます。

~~~~~

### 時効の話 完全版

~~~~~

普通に時効を活用するのであれば、今回の情報で完璧です。ただ、まあ、法すれすれのラインで時効を使うのであれば、他にも情報があるとは思

いますが、それはまた情報が入ってきた時点でお送りします。また、時効というものは使う分には非常に便利なものですが、使われる側にとっては非常に嫌なものです。そこでこの時効を使わせない方法もあるのですが、それはまた今度送ります。

それでは時効の情報、完全バージョン。

金銭財産の時効

10年の消滅時効

個人間の借金

商事以外の契約の不履行による賠償金とか、物品、金銭の返還請求権
確定判決や、裁判上の和解、調停による請求権

10年の取得時効

善意の場合の取得時効

20年の取得時効

悪意の場合の取得時効

商取引の時効

1年の消滅時効

大工や左官などの手間賃
旅客や貨物の運賃
貸衣装などの動産の損料

2年の消滅時効

製造加工業者、卸売り及び小売商人などの売却代金
床屋、鍛冶屋、洋服屋、靴屋、折箱、袋物などの職人の仕事に関する手間賃
問屋やメーカーに対する債権

5年の消滅時効

商売上の借金や立て替え金その他保証、連帯保証、損害賠償などの商事債権
商業上の利息
会社の代表取締役が会社のためにした借金

20年の消滅時効

特許権のような財産権及び所有権以外の財産権

手形の時効

6ヶ月の消滅時効

手形の裏書人から他の裏書人に対する召還請求

小切手所持人の振り出し人や裏書人その他小切手上的の債務者に対する請求権

1年の消滅時効

約束手形の所持人から裏書人に対する請求権

為替手形の所持人から裏書人や振り出し人に対する請求権

3年の消滅時効

約束手形の振出人

為替手形の引受人に対する所持人や裏書人の支払い請求権

土地家屋の時効

1年の消滅時効

下宿屋の下宿料

3年の消滅時効

請負人のもっている建築工事などの費用一切の請求権

5年の消滅時効

地代や家賃などの賃借料

10年

素人下宿での下宿料

税金の時効

5年の消滅時効

税金その他、国に対する債権債務

7年の消滅時効

税金その他国に対する債権債務で詐欺などの場合

日常生活の時効

1年の消滅時効

芸者の花代
モデルその他芸人の謝礼
ホテルや旅館の宿泊料
キャバレーや料理屋などの飲食費
タクシー代

2年の消滅時効

生け花、ピアノ、そろばんなどの月謝、謝礼金、材料費
労働者の給料、手当、退職金、その他一切の請求権
弁護士報酬
公証人や執行官の手数料
クリーニング屋に頼んだときの洗濯代
写真屋の撮影料
美容室の料金
染物屋の手数料
ラジオ、自動車屋などの修理代
床屋の散髪料

3年の消滅時効

医師、産婆、薬剤師などの手数料や費用
交通事故などの不法行為に対する損害賠償請求権（損害、加害者を知ってか
ら）
その他一切の慰謝料

5年の消滅時効

月賦代金

刑事問題の時効（お金に関するやつだけにしておきました）

3年から5年

単純横領罪
背任罪

信用棄損罪
業務妨害罪
贈賄罪
私印偽造罪
私文書偽造罪

7年

業務上横領罪
詐欺罪
恐喝罪
有価証券偽造罪

親子、結婚、離婚、相続の時効

3カ月

詐欺や脅迫によった結婚の取り消しの期間
同じく縁組の取り消し

1年

摘出否認の訴えの提起期間
遺留分減殺請求の請求期間

2年

夫婦間の財産分与請求権の請求期間

5年

推定相続人のもっている相続回復請求権の請求期間

~~~~~

### 時効を使わせない方法

~~~~~

かなり前に時効の情報を送りましたが、時効というのは使う側にとっては便利でも使われる側にとっては嫌なもの。そこでそれを使わせない方法です。

まずは正攻法から。ちょっと難しい話になるのですが、時効を使わさな

いためには、時効を成立させなければいいわけで、そのためには時効の中断というものをすればいいのです。

法律的に時効を中断させるためには、

- 1 裁判外の催告(一五三条)
- 2 訴訟 (一四九条)
- 3 支払命令(一五〇条)
- 4 和解の呼び出し(一五一条)
- 5 破産手続き参加(一五二条)
- 6 差し押さえ、仮差し押さえ、仮処分(一五四条、一五五条)
- 7 承認 (一五六条)

などをする必要があります。一番確実なものは裁判所を介して行うもので、訴訟や支払い命令、差し押さえ、破産手続き参加などがあげられます。しかし、やっぱり裁判所を使うのはめんどくさい。額が少ない場合などは弁護士費用のほうが高くついたということもありえます。そこで使えるのが「承認」です。これは相手に債務を認めさせればいいわけです。したがって、書面で債務の確認をしてもらったり、口頭であっても証人の前で債務の確認をもらえばいいわけです。しかし、時効のことをそれなりに知ってる人はそう簡単には承認をしてくれません。そこで使えるのが一部弁済です。代金のうちの一部でも払ってもらえれば、それは承認したことになるのです。ただし、その時は証拠が残るように裏がカーボンになっていて証拠が自分の手もとに残る領収書を書きましょう。この一部弁済というのは時効中断には本当に使えます。なぜか、だましやすからです。それでは、だますというか、引っかけるというか、その手口を合法的なものと非合法的なもの各々一つずつ紹介しておきましょう。

合法的なもの

自分の店の金券を作る時効を中断したい相手のところにサービスだといって福引き券を送る。福引きをさせてその商品として金券があたったことを言う。金券は一〇〇円であってもかまわない。その金券は、弁済にあてておく旨を伝える。領収書を渡す。

非合法なもの

領収書を偽造する。

と、こんなところでは。

債務の承認によって時効が中断することを知ってる人は多くても、一部弁済はついうっかりやってしまうことが多い人があるみたいです。借金を踏み倒そうとするのは悪い人ですから、どんどんこの情報を活用して下さい。(合法的ほうですよ)

とはいえ、時効の恩恵に預かりたいと思う人も多いはず。それでは、時効中断の落とし穴も紹介しておきましょう。裁判外の催告というものが上に書いてあります。これは読んで字のごとく裁判外でなされる催告です。しかし、これには完全な時効中断効はありません。時効の期間が六か月伸びるだけです。これを知らない人が非常に多い。したがって裁判外の催告を無視し続ければ時効が完成してしまうこともあるわけです。また、裁判外の催告は一回目しか六か月間期間を延ばす効力を持ちません。したがって、何回されてもいっしょということです。これも知らない人が非常に多い。

と、こんなところですが、悪用厳禁ですよ。時効はけっこう難しいぶん美味しい話も多いのですが、やっぱり悪用してはいけません。知的好奇心を満たすだけに使って、清く正しく美しく生きましょう。

~~~~~  
**ネット上での発言に対して、国家権力(まあ警察)から介入を受けない**  
~~~~~

結局ネット上の発言に対して国家権力が介入するという事は、その発言が刑法に触れるとして刑罰を科すわけです。それでもって、普通の人にはどのようなことが刑法に触れ、どのようなことが刑法に触れないかをよく知らないのだから、自ら発言を控えてしまいます。これは、発言だけに限らず、ネット上での商売などをする時でも同じことが言えます。それでもって、色々な雑誌とかで偉い人が表現の自由とか云々とか言ってますけど、どこまでならつかまらないかは教えてくれません。そこで、今

回はその事に関する情報を送ります。ちょっと今までと系統が違うかも。

●まず表現の自由について

表現の自由と言うものは、憲法 21 条で保証されています。それでもって、難しい話はおいときますが、表現の自由を規制するような法律は非常に厳しく審査されます。それも、その表現と言うものの思想内容に関するものは特に厳しく審査されます。そこで、ネット上で文章を流す時にそれが、思想的なものであればあるほど規制されにくく、営利的なものであればあるほど規制されやすくなります。これを念頭に置きながら次に進みましょう。

●刑罰について

今の日本は罪刑法定主義と言う原則をとっているので、刑法典に定めのないことで罰せられることはほぼありません。それでは、だいたいネット上の発言がどのようにして規制されるのでしょうか。

だいたい 3 つ考えられます。

●名誉毀損罪：一般的に言う猥褻罪色々な犯罪行為の教唆、幫助罪などです。これ以外にも、禁制品を売ったりすれば犯罪になりますが、これはネット上での発言に対する規制とは異なるのでちょっとおいておきます。

まず、名誉毀損罪ですが、これは、ネット上で人の名誉を傷付けた場合に問われることは防ぎようがありません。逃れる方法としては、真実性の証明をしたりすることが考えられますがこれもネット上特有のものではないのでおいておきます。

●つぎに猥褻罪

刑法 175 条は猥褻文書、図画等の販売等を禁じておりネット上でもこの法律が適用されます。これもネット上特有の犯罪ではないのですが、この犯罪はネット上で特によく問題となっているので一応述べておきます。

まず猥褻文書とは何か判例は、いたずらに性欲を興奮または刺激せしめ、

かつ普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反するものを言うとしています。

それでもって、判断基準社会通念によるとしています

芸術との関連性思想、芸術的価値のある文書でも、これを猥褻なものとする事ができるとしています。

表現の取り扱い方猥褻性の存否は、作者の主観的意図とによって左右されないとしています。

と、ここまで色々書いてきましたが、つまり、猥褻罪の場合その判断基準は社会通念というあいまいなものであるし、芸術だとか、私の思想だ、とか言ってもダメであるということです。だから、猥褻罪に問われないためには、世間一般に認められてるぐらいの猥褻性を持ったものしかネット上で流してはいけないということになるわけです。

●最後に、色々な犯罪行為の教唆、幫助罪

これが今回一番のメインです。あとはおまけみたいなもんです。今、ネット上では色々な情報が流れていますが、今の法律でそれを取り締まれるのは、上に書いた、名誉毀損と、猥褻罪ぐらいのもんで、それにあたらない情報は取り締まれないのが現状です。でも国家はネット上にも法規制をしたい。まあ、そのうち特別法が制定されるでしょうが、それまでに使われると思われているのが、教唆、幫助罪です。

どういう事かといいますと、ネット上で情報を流し、それによって犯罪が起こった場合情報を流した人間を教唆犯、幫助犯として捕まえてしまおうというわけです。これだと罪刑法定主義にも反しません。まあ、うまく考えたもんです。

しかしやはり裏道はあります。犯罪には、故意犯と過失犯の2種類がありまして、過失犯を処罰するには法で定めがなければいけません。それでもって、教唆犯、幫助犯には過失犯はありません。したがって、教唆、幫助、の故意はなかったといえれば良いわけです。しかし、未必の故意というものがありまして、故意がなくても、故意犯として処罰される場合

もあります。これについて詳しく説明すると長くなるので、未必の故意に問われにくい方法をいくつか紹介します。

悪用厳禁という言葉を入れておくこと。情報の目的が合法的なものであることを明記しておくこと（つまり、犯罪から身を防ぐための方法であることを明記する）思想の匂いを漂わせる（つまり、このようなことをする人間がいるが、私はそのようなことはいけないと思うとかいう言葉を入れる）悪用するとこのような罪に問われる、ということを明記しておくこと、まあ色々ありますが、つまり、悪用されるかもしれない内容だが、これは合法的な目的のためのものであり、自分はできるだけ悪用をさげようとしているということを示しておくわけです。これはどんな時でも使えますよ。ちょっとやばめのページを持つてる人は、その一番始めのページに書いておいたらいいですし、メールだったらその文章の端々にちりばめればいいわけです。使い方によっては、商品の売買の場合にも応用できます。でもまあ、悪用厳禁ですよ。合法目的だけに使って、皆さんの表現の自由を大いに主張して下さい。

~~~~~

### **根抵当に関する情報**

~~~~~

非合法なものですので悪用は厳禁です。知的好奇心を満たすため及び、このような被害に遭わないためだけにお使い下さい。

皆さんは根抵当というものをご存知でしょうか。知っていらっしゃる人もおられるかもしれませんが、そのうちの大半が限度額を決めてお金を貸すものぐらいしか知っていらっしゃらないのではないのでしょうか。その、根抵当というものに対する知識の少なさを利用した詐欺というものが存在し、それで商売をする人間もいるようです。

それでは、その商売のやり口をご紹介します。まず、自分の土地に根抵当をつけて借金をしているが、返せなくなってしまっている人を捜します。これは、大きな商売をしていたり、会社組織で商売をしていたりして、お金の流れが激しいところで、お金の困っているところをさがせばだいたい見つかるらしいです。また、お金の困っているところの見つけ方は、この前、貸金業法などを使った商売のところで紹介しました

やり方を使うことが多いようです。

それで、その人を捜し当てましたら、その人に対して、どうせこの土地はとり上げられてしまうんだからちょっとでもお金を残したほうがいいんじゃないかと持ちかけるわけです。そして相手のがのってきたら、その相手にその土地を売りにいかせます。ここで、ちょっと根抵当について言っておきますと、根抵当の限度額というものは、けっして債務の限度額ということではなく、債権担保の限度額ということなのです。したがって、限度額よりも多くの債務がこれについていることがよくあります。

しかし、一般人はこれを知らない人が多い。そこで、土地の持ち主に土地を売りにいかせてこう言わすわけです。今回経営が行き詰まって、もうどうしようもなくなった。そこでまとまった金が欲しい。この土地は、時価 5000 万だが 1500 万の根抵当がついている。そこで、2500 万で買ってほしいという分けです。だいたい根抵当と言うのは時価よりも低く設定されています。そこでこういう風に言えば、相手からしたら、差し引き 1000 万の儲けになるのですから喜んでのってくる人もいます。それで、売ってしまったら姿をくらますわけです。そして、この詐欺を指南した人間はいくらかの手数料を取ります。損するのは買った人間と言う悪質な詐欺です。実に悪質ですので絶対に悪用はしないで下さい。このような詐欺にあわないようにするためにだけお使い下さい。

~~~~~

### 税金に関する情報

~~~~~

まず合法なものから。今の日本の税金はとにかく高い。その中でも相続税は高い。そこで相続税を安く押さえる方法。生前に分割して売買契約を結んだことにすればいいのです。

例えば、2000 万の土地があるとします。これをそのままほっといたのでは相続税がかかってきます。そこで、親が生きてるうちに、その土地を分割で子供が買ったことにすればいいわけです。なぜ分割にするのか？それはそのほうが、より税金が安いから。あと、子供の年齢によっては 2000 万なんて、分割でも手が出ないと言う人もいるかもしれません。その場合は、親から子供へお金を贈与してそのお金でその土地を買って

くという方法をとればいいのです。なぜなら、贈与は年間 60 万円までなら税金がかかりません。これを最大限に利用するわけです。

また、相続財産のすべてを買い取れなかったとしても、一部を買い取っておけば、税率が安くなり得です。また、なぜ売買という形式をとるのかと言うと、贈与という形式で一気に所有権を 移転させてしまうと、税率が非常に高くなり損をしてしまうからです。

それではもう一つ合法的な情報日本の税金が高い理由のもう一つは所得税における累進課税。そこで、その税率を下げる方法。会社を造って自分がその取締役になります。これだけ。つまり、自分の所得を、会社の所得と自分の所得に分散してしまうわけです。これで、税率は下がります。

とここまで合法的なのを 2 つ書きましたが、実践される場合は一応税務署かどっかに確認したほうがいいかもしれません。税金関連の法律とかは変化が激しいですから。

次は非合法的なやつ。これは絶対非合法です。悪用厳禁。知的好奇心を満たすためだけに使って下さい。幽霊会社を使った税金のがれです。これを商売にする人もいと聞きます。まず税率の低い国に会社を造ります。国籍の問題などもありますが、治安の少し乱れているようなところではお金さえ払えば簡単に作れるそうです。その会社の銀行口座はスイスの銀行にしておくのがいいでしょう。そして、会社の商売は、アイデアとか、情報とか、値段があってないようなものにしておくのがいいでしょう。さて、ここまでで来たら後はお客を捜すか自分の会社で使うかするわけですが、どうするか？会社の黒字分をそっくりそのまま、その幽霊会社に移します。

つまり、その幽霊会社から商品を買うわけです。そして、それを活用して商売したがうまくいかなかったという状況を作るわけです。だから、商品は値段があってないようなものもいいわけです。これで、日本国内にある会社にかかる税金はゼロ。あとは、秘密裏にお金を日本に戻せばいいわけです。しかし、悪徳ですよ。このような手口には絶対引っかからないようにして下さいね。もちろん何度も言いますが、悪用は厳禁。情報は正しく使って下さいね。

~~~~~

## 新民事訴訟法

~~~~~

皆さん、民事訴訟法が改正されたのはご存知でしょうか。もうすでに改正され、平成10年1月1日から施行されてます。これをまだ知らない人も多いのです。しかし、知っておくと非常に便利です。なぜかという、まだ新民事訴訟法での判例が定着していないため、使い方が色々考えられるのに加えて、今回の改正では非常に使える制度が導入されたからです。加えて、ちゃんとした法律上の制度ですからよっぽど悪用しないかぎり法律上の責任を問われることはありません。おまけに、あまりみんな知らないわけですから、今、知っておくとその恩恵をいち早く受けることができます。と、前置きが長くなってしまいましたが、内容について書いていくことにします。

新民事訴訟法になって変わった所は色々あるのですが、法律的な話を書いても面白くないだけなので、使える制度を最初に書いてしまうことにしましょう。

その名は、少額訴訟手続きです。これは読んで字のごとく、少額な訴訟の手続き、正確にいうと訴額30万以下の金銭請求をする時にのみ使える手続きです。これがなぜ使えるか。お金と時間が非常に節約できるのです。これまで、裁判というものは非常に時間とお金がかかるものなので、30万ぐらいのお金で訴訟を起こす人は少なかったようです。しかし、この少額訴訟の手続きを使えばすぐに裁判は終わりますし、判決もすぐに 出るため非常に楽です。また、使い方も、訴えの提起のさいに、この制度を使う旨を言えばいいだけです。と、ここまで書いてきて非常に便利な制度だが、そんなに金儲けにはつながったりしないのではと思われる方もいるのではないのでしょうか。それは違います。この少額訴訟には回数制限があるのです。1年に10回までしか使えません。なぜか???

新民事訴訟法の改正に携わった先生に聞いた話ですと、この少額訴訟手続きを定めるに際して一番問題になったことは、クレジット会社などによる乱用だったらしいのです。もうおわかりですね。今まで貸し倒れ

になっていたお金もこれによって回収できるのです。したがって、皆さんが、他の人にお金を貸していた場合などには非常に使える制度なわけです。

また、ここからはちょっと違法な要素はいるかもしれませんが、実践はしてもらってはいけないのですが、クレジット会社と契約して、債権を譲り受け、自分の権利として少額訴訟により債権回収をするという商売もできるかもしれません。これだと、30万が10口ですから300万の回収が1年でできます。報酬が2割としても60万です。美味しい商売になりますね。ただ、このようなことができるかどうかは不明ですし、違法な要素を含みそうな気がしますので実践は厳禁です。知的好奇心を満たすだけにしてください。ただ、普通に少額訴訟手続きを使うことは全然かまいませんので、どんどん使って下さい。今まで、涙を飲んであきらめていたお金が回収できるわけですから嬉しいかぎりですよ。

~~~~~  
**売春で女を買った場合に、お金を払わないと法的にどうなのか？**  
~~~~~

詐欺には1項詐欺と2項詐欺があります。1項詐欺というのは騙してお金を取る犯罪。2項詐欺というのは騙してお金を払わない犯罪です。

条文に書いてある順番で1項詐欺、2項詐欺と呼ばれています。当然、売春の代金を踏み倒すのは、お金を取るのではなく払わないわけですから2項詐欺にあたる可能性しかありません。そして、踏み倒す場合も大きく分けると2つの場合があります。

- 1 金を払うと女を騙して抱いた場合
- 2 抱いた後に騙してお金を払わなかった場合

このうち1の場合は詐欺罪にはなりません。しかし、2の場合には名古屋高等裁判所で詐欺罪の有罪判決がでています。札幌では詐欺罪にはならないという判決も出ていますが注意が必要でしょう。特に名古屋では注意が必要ということですよ。(笑)理由は難しくなるので省略します。必要であれば言っただければ書きますけどね。したがって、踏み倒す場合は、行為前に金を払うと言っておいて、行為が終わったら俺は嘘

と言って帰っちゃいましょう。これで刑法の責任は負いません。変に騙すと刑法で罰せられる可能性が出てきますよ。以上、補足でした。

くれぐれも言うておきますが踏み倒しをすすめているわけではありません。知的好奇心を満たすだけにとどめておきましょう。(笑) やはり踏み倒しはいけませんね、踏み倒しは(一応免責の言葉)というか売春をさせること自体ダメか。(笑)

~~~~~

### 自己破産する人の心得

~~~~~

みなさん幸福、又は平穏な市民生活を送ってますか、そうでない人は、どうしてですか？ギャンブルに突っ込んでえっ借金！そりゃ大変、

そんなの簡単！「自己破産」しちゃいなさいよ。
だって破産って、すごいありがたい制度なんだよ。

破産とは債務者が債務超過に陥り、その債務を償却する事が不可能と判断したとき、その旨を裁判所に届出て「破産宣言」をしてもらい、その債務者の財産、資産を債権者に公平に分けてもらうという制度。その中で個人を対象とした「自己破産」は、財産資産は無くなるものの(あれば借金なんかしないけど)、裁判で借金を免責してれるというものです。なーんてありがたい制度それなのに、戸籍に残ったり、選挙権がなくなるなーんていう公民権の停止も一切なくて、日常生活を継続するにはなんの支障もない。

と、いたれり尽せりの制度と思った君！甘いです

自己破産におけるデメリット前述のとおり、財産没収弁護士、税理士等他人の財産に関する資格取得不可破産手続中の郵便物の閲覧住所変更は、裁判所の許可が必要等があります。しかし、前述の人の場合だと、ギャンブルによる負債なので、裁判所は免責を認めない場合が大。従って、給与は差押さえられ、月々返済義務が生じる。(だから自己破産手続きしたからといって、借金棒引きになるなんて期待しちゃダメ)

という事を知れば、はい激裏の皆さんは考えますね。事業資金名目でサラ金から借りて、はい極め付け自己破産しましょう。ただし、その前に財産は処分し架空口座にでもいれときます。なーーーーんて事は考えちゃだめよ！

~~~~~

### 懲役を少しでも短くする方法

~~~~~

通称「弁当持ち」と言われる執行猶予中の人間にとって、ちょっとしたことでも命取りになることがあります。例えば、「懲役2年執行猶予4年」という判決が下されたとき、普通に生活をしていれば何のことはなく、4年を経過した時点でこの処分は無効（表現が違うかもしれませんが）となります。

しかし、一口に4年と言っても結構長いものがあり、ちょっとした事件（飲酒運転やちょっとした喧嘩）などでも、警察の無線照会された段階で、執行猶予中ということが解れば、即逮捕になる確率が非常に高いと思います。普通なら数時間の調書取りでパイ（釈放）のところ、裁判が終わるまでみっちり拘留されてしまいます。法律のことはよくわかりませんが、現状だと、W執行（2度目の執行猶予）されることは確率的に非常に低く、そのまま起訴された事件と弁当をプラスされて懲役に行くこととなります。（ただ、前件と今回の事件が全く違うものならW執行の確率は若干ですが上がります。）

例えば、今回の件で「懲役4ヶ月」と判決が下されたとき、実際に務めるのは「2年4ヶ月」となります。（正確に言うと未決勾留や法廷通算などで若干は短縮されるのですが）ここからが、本題なのですが前刑と今回の刑では差が有りすぎて、普通の人なら「弁当がなきゃ、4ヶ月で娑婆に帰れるのに」と考えるはずです。そこで、条件付きですが、弁当を無効にする方法が合法的にありました。

条件その1 残りの執行猶予が1年弱位なこと

条件その2 逮捕時に警察官に逆らったりしないで、できるだけ心証を

よくしていること

条件その3 在宅起訴にされるくらいの事件（道交法違反等）なこと

以上が条件なのですが、一番大事なことはその1の条件です。その他はそれほど影響は有りませんが、拘留中はおとなしくして親父（留置場の警官や拘置所の刑務官）にかわいがられた方が生活がしやすいです。

それでは僕自身の失敗談を例にして説明をしたいと思います。

僕はある事件（とは言っても道交法ですが）で裁判になり、その結果「懲役4ヶ月、執行猶予2年」（裁判では4かげつとは言わないで4げつと言いました）という判決になりました。この時点では僕自身「楽勝、2年なんてあっという間だぜ」って感じでした。ところがこの2年が僕に大きくのしかかったのです。1年位はおとなしく生活をしていたのですが、ちょっとした気のゆるみから同じ事件を起こしてしまいました。そのときは正直「やべーな、でもこれくらいのことで懲役に行ったら日本の刑務所が幾つ有っても足りない」と変に勘違いをして、気分的には楽観していました。また、そのときは運がよく逮捕されず、数時間後にはパイされました。（後で塀の中で聞いたところによると滅多にないそうです）

ここでも僕は「刑務所に入れるような人間を帰す訳がないと」勘違いをして、この件と一緒に捕まった仲間だけの秘密とし、いつもと変わりなく生活をしていました。この段階で僕は上に揚げた条件を全てクリアしていました。しかし、その後。。在宅起訴だったため、取り調べものんびりで、初めての裁判までは半年くらいありました。ということで、残りの執行猶予は約半年でした。一応、地元の国選弁護士（事態を軽く見ている僕は間抜けなことに国選を頼んでました）に裁判当日裁判1時間前に弁護士の事務所に呼ばれ、色々な話をしているうちにここで初めて事の重大さに気が付きました。また、国選で大した事件でないせいか弁護士もそれほどやる気ではなく、選ばれた弁護士も最悪でした。その結果1回目の裁判で罪状認否だけでなく、求刑まで出てしまい2週間後には結審されることになりました。求刑は「懲役3ヶ月」でした。裁判終了後、弁護士今後の相談をしようとしたら、「私の仕事はここまでです。次の裁判には私は出席しないので」と言い残し消えて行きました。

それからの2週間と言うもの生きた心地のしない毎日でしたが、ついに裁判当日がやってきて、その結果裁判官は無情にも「懲役3ヶ月」と求刑通り冷酷に判決を下したのです。その後はお約束通り「この判決に不服が有る場合は2週間以内に高等裁判所宛に申し出をすること」（世間で言う控訴のことです）と早口で言い、次に控えた裁判のため僕は法廷の外に出ました。実はこのとき控訴しようと悩み、再度弁護士に相談したのですが、にべもなく断られその結果7ヶ月懲役に行くことになりました。

僕の失敗したところは控訴をしなかったことです。控訴すると高等裁判所で裁判をするまでに約半年から10ヶ月掛かり、その間娑婆で普通に生活をしてまた、執行猶予は切れて実際に務めるのは僕の例で言うと3ヶ月で済んだのです。塀の中では同じケースのやつがいましたが、弁護士が親切だったせいかこの作戦が見事成功して本当は4年務める所を3ヶ月にしていました。補足ですが弁当が切れるまで1年を数ヶ月過ぎていても在宅起訴の場合は、取り調べ日時に結構融通が利いて、もし取り調べの呼び出しが来ても「仕事でいけない」と言えば日時の変更が出来、調整する事ができます。

~~~~~  
**無人駐車をただで利用する**  
~~~~~

1.無人ゲートの自走式平駐車の場合（一台で2台出庫する）

自走式の無人ゲート駐車場とは自分で車に乗りゲートがある出入り口まで動かして出庫させるものです。2台の車があれば大抵はOKです。

無人ゲートは車をゲートまで持ってくると清算機が自動で“料金を清算してください”と電源が入るようになってます。

なぜ入るかという、清算する停車位置に埋設してある銅製のコイルにより電源が入るようになってます。ほとんどがその仕様です。一台目は通常ドゥリ料金を支払います。二台目は一台目の車にべたづけでゆっくりと一緒にゲートを出ます。出入り口の遮断バーが降りてこなければ

成功！そのまま出庫です。

コツは遮断バーが一台目の運転席の頭上にくる位置で止めます。二台めはその車にぎりぎりまでくっつけます。そして同時にゆっくり動き出せば結構簡単に庫内を出庫出来ます。運転テクニックが必要そうですが、あわてずゆっくりとやれば女性でも簡単です。私は慣れてしまったためかはじめに行く駐車場でも他人が出庫させるのを待ちその車にくっついて出ちゃいます。万が一失敗してもボンネットや天井にバーン！と落ちてくるような事はありません。またそうならないようにコイルを設置します。私もそうして設置してました。

落ちてきたら管理会社にクレームを... さてこの方法は同じ駐車場ですとやっているとばれます。

駐車チケットの発券器（アマノ社生やオムロン社生）にはチケット発行数と出庫数、現在の駐車数が出るので、2台で出庫させると一台分あわないという事になります。ほとんどは集金の際にしか見ないので、気づいたころは出庫されてるでしょう。よくビデオカメラが設置されている駐車場がありますが、ほとんどはテープに記録してないかダミーと思われる。セキュリティー会社と提携してても清算機の金づまりの対応しか依頼してないし駐車場の一、二台の料金のためにそこまで厳重にするとは思えません。またそんなお金は掛けられません。

私が勤務していた時はそんなやつを捕まえるために駐車場で張り込みをしました。現行犯で捕まえられる場合はほとんど常習者だけでした。

ナンバーを控えて陸運局にいき車の所有者を調べてその人に請求しても友達に貸してたと言われればそれまでです。また陸運局にいき調べる手間暇を考えても割に合わないのが管理会社としてはほったらかしなのが現状です。

2. ゲートがチェーンで管理されてる駐車場

昼間は管理人がいて夜は管理人が帰っちゃう駐車場などでは、出庫の際にチェーンの前まで車を持ってくれば自動でチェーンが下がるものやリモコンでチェーンが降りるやつがあります。

これはチェーンに一定の負荷をかけるとチェーンが降りるようになってきます。種類もたくさんあり最近では丈夫なものも多いのでなかなか難しくなってきましたが、基本的にチェーンを巻込む機種はほとんどOKでした。

チェーンをふんずけて負荷をかけるなり、巻いてあるほうをにぎって体重をかけるなどでいけるはずですが、電気が流れます等の注意書きをたまに見ますがあれは嘘です。

ゲートの両方でチェーンを上げ下げしてるタイプは電源をぬけば必ずチェーンがおります。

電源はほとんどが駐車場内の水銀灯（照明）のところか管理小屋等にあります。ケースバイケースですがコードのコンセントは電源BOXの中にありBOX自体に南京錠などがしてありますがコードをおしたり引いたりすれば抜けちゃいますよね。電源BOXが管理小屋の中にあればだめですが。

3. コイン駐車場、100円パーキング

1. の管理会社の現状を踏まえると100円パーキングやコインパーキングはもっと楽勝！管理してる側は悲惨です。

コインPは車を入庫させるとセンサーが遮断されフラップが上がるタイプとコイルがフラップの周りに埋め込まれてる場合があります。（九州はほとんどがそれでしたが）センサーが遮断されるタイプは後ろの車止めに車を乗り上げるとOKだと言う話を以前目にしたような記憶がありますが、チョット難しいような気がします。後ろが壁とか鉄柱が立ったりするので。

一番いいのはフラップ止めを車に乗せておき（かまぼこ板やそんな感じの木等）駐車してすぐに車体とフラップの間にかませて固定するのが一番です。帰ってきてもう1人誰かいればフラップを踏んでもらえばいいし、いなければ重りの変わりになるものを置くか、フラップとギアボックス（フラップの動力装置、横にある箱）に何かを挟めればOKです。

もっと簡単な方法は2. で書いたやつです。駐車場には必ず照明装置（水銀灯等）があります。電源コンセントは駐車場内の清算機がまとまってひとつになっているので抜いてしまうとOKです。

フラップにはモーターで上げ下げするものと油圧で上げ下げするものがありますがどちらも電源を抜くとパタンと下がるか踏むと下がる物ばかりです。コインPは青空駐車がほとんどで、自動販売機の電源や照明の電源を一個所にまとめてありますしBOX自体も雨をしのぐためだけに設置されています。電源を抜いて車を出庫させたら可能であればまたプラグを指しこんでおきましょう。

~~~~~

他人の名前で免許証を取る

~~~~~

免許交付に必要な書類は

本籍記入の住民票×1

写真

印鑑

です。

つまり、如何にして本籍の記載されたエセ住民票を手に入れるかにかかっています。免許は、まったく存在しない人間のものは作る事ができません。よって誰か適当な身代わりが必要になります。

以下に述べる下準備が少々面倒ですが、これをクリアーできればもうニセ免許は手に入ったも同然です。なんせ一生もんですから。

手順◇扶養家族がいず、国民保険を使っている。

◇性別が同じで、歳が近い。

◇当然ですが、運転免許を取得していない。

以上に当てはまる人間の、氏名、生年月日、住所、電話番号を調べる。

印鑑を作成する。

以上がそろったら、市役所で転出届けを提出してしまう。転出

先は、現住所とは違う区(又は市)の適当な空き家に設定する。

この際、国民保険証の返還があるが、後日郵送する旨を伝える。

転出証明を貰ったら、早速新住所の市役所に行き、転入届の手

続きをする。その場で住民票を発行してもらおう。

あとはそれを持って原付免許でもなんでも取得しに行きましょう。

ご存知の方も多いですが、役所というのは怖い所なのです。本人さえ気付かなければなんでもできてしまう所なんですね。くれぐれも
当の本人が社会保険付きの会社に就職した時などは注意しましょう。

その時は、もともどもどしておかないとすぐばれてしまいます。

まあ、ばれても別に問題ないですが

以上 <http://infostore.jp/dp.do?ip=oomizu2oo353&pd=03>